

平成23年（2011年）6月28日
総務委員会資料
選挙管理委員会事務局

虚偽の転入届による住民基本台帳への登録とそれに基づく中野区議会議員選挙の不正投票について

1 概要

平成22年9月7日及び同年10月4日付けで中野区へ虚偽の転入届出を行った2名が住民基本台帳に登録され、これをもとに選挙人名簿が作成され、中野区議会議員選挙において不正投票が行われた。

2 経過

- (1) 平成22年9月7日及び10月4日（戸籍住民分野）
各々1名の転入届（杉並区から現職中野区議との同一住所地に転入）を受理し、住民基本台帳に登録
- (2) 平成23年4月16日（選挙管理委員会）
住民基本台帳に基づく選挙人名簿の作成
- (3) 平成23年4月17日（選挙管理委員会）
選挙人名簿の縦覧
- (4) 平成23年4月15日～4月18日（選挙管理委員会）
投票所入場整理券の郵送
- (5) 平成23年4月18日～4月23日（選挙管理委員会）
期日前投票期間（選挙期日の告示4月17日 選挙期日4月24日）
- (6) 平成23年4月22日～5月10日（選挙管理委員会及び戸籍住民分野）
野方警察署より刑事訴訟法に基づく捜査関係事項の照会
- (7) 平成23年4月27日新聞報道
○警視庁は4月26日、虚偽の転入届により選挙人名簿に不正に登録させ、当選した現職議員に投票（期日前投票）したとして、虚偽転入をした2人となりすまし投票を行った1人の計3人を公職選挙法違反の疑いで逮捕した。
○虚偽転入をした2人の容疑者は、居住実態のない住所地に送られた入場整理券を受け取り、うち1人は、同整理券により期日前投票を行った。
○虚偽転入をしていない他の容疑者は、虚偽の転入をしたもう1人になりすまし、同整理券により期日前投票を行った。
- (8) 平成23年5月2日
関係議員が当該事件について「道義的責任をとる」との理由で辞職願を提出
- (9) 平成23年5月24日
中野区議会臨時会において、関係議員の辞職願を否決

- (10) 平成23年5月27日～6月8日（戸籍住民分野）
事案対象者2名からの練馬区への転出届を5月27日に受理したが、元々中野区に居住しておらず、本来受理すべきものではなかったため、6月8日に転出届を無効とし、中野区の住民登録を職権消除
- (11) 平成23年6月17日
関係議員が再度、辞職願を提出
- (12) 平成23年6月28日
警視庁が関係議員を「電磁的公正証書原本不実記録・同供用の疑いで書類送検していた」との新聞報道

3 今後の対応

- (1) 今後、東京地方検察庁に本事件の事実経過と処分内容について照会するとともに、関係議員を含む関係者に聞き取り調査を行ない、事実関係の究明と再発防止に努める。
- (2) 虚偽転入等を防止するため、居住の実態調査の強化を図るとともに、窓口での転入届の受付のあり方などを検討し、住民登録の正確性の確保に努める。
- (3) 投票所における、選挙人名簿や投票所入場整理券による本人確認をより丁寧に行う。